

議員提出議案第2号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和元年9月24日

芦屋市議会議長 中島 健一 様

提出者 芦屋市議会民生文教常任委員会  
委員長 帰山 和也

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣

## 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

4月から働き方改革関連法が施行されたものの、学校現場では解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など、対応に苦慮しています。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革が進められようとしていますが、中でも教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたままです。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることの原因となっています。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。  
具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、35人以下学級の着実な推進を図ること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会